

### 国民年金保険料免除制度について

前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の全額または一部の納付が免除される制度です。

#### 平成26年4月からの主な変更点

これまではさかのぼって国民年金保険料の免除が申請できる期間は、直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でしたが、平成26年4月からは申請時点の2年1カ月前までさかのぼって免除を申請することができるようになりました。

#### ○免除期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料を納付した場合に比べ、全額免除期間は2分の1

- ・半額免除期間は4分の3
- ・4分の3免除は8分の5
- ・4分の1免除は8分の7

の額にそれぞれ減額されます(免除されていない分の保険料を納付しなければ未納扱いになります)。

#### ○免除基準

- ・申請者、配偶者、世帯主の前年所得をもとに決定します。
- ・失業や災害により納付が困難な場合は、本人所得に関わらず承認される場合があります。
- ※学生でない30歳未満の方は、申請者、配偶者のみの前年所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます(若年者納付猶予制度)。
- ただし、猶予期間は老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期

間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。

#### ○平成25年度(平成25年7月から平成26年6月)に全額免除または若年者納付猶予が承認された方

引き続き免除等を希望される場合、継続申請の手続きをされた方は、申請書の提出は不要です。継続申請をしない方、または失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

#### 学生納付特例制度について

学生の方で、前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度です。申請には学生証等が必要です。

#### ○対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(1年以上の課程に在籍)等に在籍す

#### 特別徴収(年金からの引落し)の方

平成25年度から引き続き、特別徴収される方は、平成26年2月に特別徴収された額と同額の保険料額が、平成26年4、6、8月に支給される年金から特別徴収されます(仮徴収)。

平成26年度の正式な保険料額と、平成26年10、12月および27年2月に特別徴収する保険料額については、7月にお知らせします(平成26年4月にお知らせは送付しません)。

平成26年4月から新たに保険料が特別徴収される方は、平成25年度の保険料額に基づいて平成26年4、6、8月に特別徴収する額を決定しています(該当の方に、別途お知らせを送付しています)。

#### 国民健康保険からのお知らせ

保険料の納付は、口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなくとても便利です。申し込みは、領収書または納入通知書など国民健康保険記号番号(後期高齢者医療制度は、被保険者番号と徴収番号)のわかるもの、預金(貯金)通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、郵便局、または区保険年金課のいずれかの窓口へお越しください。

申し込み後、手続きが完了するまで2カ月ほど掛かります。お早目に申し込みください。

※国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードをお持ちであれば保険年金課窓口で申し込み手続きが完了します。

※特別徴収の対象の方で、口座振替での納付に変更することを希望される場合は、区保険年金課へ口座振替の申し込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。

※国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードをお持ちであれば保険年金課窓口で申し込み手続きが完了します。

平成26年度の後期高齢者医療保険料の額や納付方法は、次のとおりです。

る昼間部、夜間部、定時制、通信制課程に在学(学生、生徒)

#### ○学生納付特例期間の取扱い

老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。

#### ○学生納付特例基準

- ・申請者の前年所得をもとに決定します。
- ・失業や災害により納付が困難な場合は、所得に関わらず承認される場合があります。

#### ○平成25年度学生納付特例が承認された方

引き続き申請される方は、年金事務所から送付された申請書(ハガキ)を4月中に提出してください。

#### ●問合せ先/区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)

#### 山科区内の「地下鉄周辺おでかけマップ」を改訂しました

公共交通をより使いやすいものとするため、バス、各鉄道の時刻表と路線図の情報を記載した山科区内の「地下鉄周辺おでかけマップ」を平成26年3月のダイヤ改定にあわせて、山科駅(御陵駅含む)、東野駅、柳辻駅、小野駅について作成・改訂しました。

#### ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

子どもたちの明るい未来を映画に託した、大地泰雄が企画・主演した映画「じんじん」の上映会を開催します。

5月5日(月・祝)1回目10:30～、2回目14:00～(上映時間約2時間)。

5月12日(月)10:00～11:30と12:30～16:00。

5月19日(月)10:00～11:30と12:30～15:30。

5月25日(金)10:00～11:30と12:30～16:00。

5月31日(木)10:00～11:30と12:30～15:30。

6月6日(水)10:00～11:30と12:30～15:30。

6月13日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

6月20日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

6月27日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

7月4日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

7月11日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

7月18日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

7月25日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

8月1日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

8月8日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

8月15日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

8月22日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

8月29日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

9月5日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

9月12日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

9月19日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

9月26日(日)10:00～11:30と12:30～15:30。

### 鏡山循環系統バス実証運行が延長になりました！



平成25年3月から一年間の実証運行(午前・午後各1便)を行っている京阪バス鏡山循環系統バスが、鏡山自治連合会と区役所が連携した「地域と連携したモビリティ・マネジメント事業」の取組によって乗客数が伸び、更に一年間延長されることになりました。

#### ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

平成25年3月から一年間の実証運行(午前・午後各1便)を行っている京阪バス鏡山循環系統バスが、鏡山自治連合会と区役所が連携した「地域と連携したモビリティ・マネジメント事業」の取組によって乗客数が伸び、更に一年間延長されることになりました。

平成25年3月から一年間の実証運行(午前・午後各1便)を行っている京阪バス鏡山循環系統バスが、鏡山自治連合会と区役所が連携した「地域と連携したモビリティ・マネジメント事業」の取組によって乗客数が伸び、更に一年間延長されることになりました。

#### ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

#### 山科区内の「地下鉄周辺おでかけマップ」を改訂しました

公共交通をより使いやすいものとするため、バス、各鉄道の時刻表と路線図の情報を記載した山科区内の「地下鉄周辺おでかけマップ」を平成26年3月のダイヤ改定にあわせて、山科駅(御陵駅含む)、東野駅、柳辻駅、小野駅について作成・改訂しました。

#### ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

公共交通をより使いやすいものとするため、バス、各鉄道の時刻表と路線図の情報を記載した山科区内の「地下鉄周辺おでかけマップ」を平成26年3月のダイヤ改定にあわせて、山科駅(御陵駅含む)、東野駅、柳辻駅、小野駅について作成・改訂しました。

#### ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

### 障害者地域生活支援センターを御利用ください

市では、障害のある方の日常生活の相談や福祉サービスの利用援助などを行う「障害者地域生活支援センター」を設置しています。

4月23日(水)10:00～10:40、11:00～11:40。

4月28日(月)10:00～10:50、11:00～11:40。

5月3日(土)10:00～10:50、11:00～11:40。

5月8日(木)13:30～16:00。

5月13日(火)14:00～16:00。

5月18日(日)10:00～11:30と12:30～16:00。

5月23日(水)14:00～。

5月28日(月)10:00～11:30と12:30～16:00。

6月2日(土)10:00～11:30と12:30～16:00。

6月7日(木)13:30～16:00。

6月12日(火)14:00～16:00。

6月17日(日)10:00～11:30と12:30～16:00。

6月22日(土)10:00～11:30と12:30～16:00。

6月27日(木)13:30～16:00。

7月2日(火)14:00～16:00。

7月7日(日)10:00～11:30と12:30～16:00。

7月12日(土)10:00～11:30と12:30～16:00。

7月17日(木)13:30～16:00。

7月22日(火)14:00～16:00。

7月27日(日)10:00～11:30と12:30～16:00。

### 情報掲示板

- 日時
- 費用
- 必要なもの
- 場所
- 対象
- 申し込み方法
- 見方
- 定員
- 問合せ先

### 申請・手続き

#### 4月30日(水)は、固定資産税・都市計画法第1期分の納期限です。

納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。

市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

国民健康保険からのお知らせ

平成26年度介護保険料通知書の送付について

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)を対象に、平成26年度の介護保険料の通知書を、4月下旬までにお届けします。

今回の通知書でお知らせする保険料は、平成25年度の市民税をもとに仮に計算したものです。

通知書に納付書がついている場合は、納期限までに最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。

平成26年4月の年金から保険料の引き落としが開始となる方・口座振替の方へ納付書は付いていません。

平成26年6月の年金から保険料の引き落としが開始となる方・今回の通知書には4月分・5月分の2枚の納付書が綴られています。

それ以外の方へ今回の通知書には4月分から6月分までの3枚の納付書が綴られています。

毎月、納付書でお納めいただく方には、便利な口座振替をお勧めします。どうぞ御利用ください。

申し込みは、次の1～3のものをお持ちになり、取引口座のある金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)で申し込みください。

平成26年度の後期高齢者医療保険料の額や納付方法は、次のとおりです。

### 市政懇談会が開催されました

3月12日、区民と市政をつなぐパイプ役として活躍されている山科区市政協力委員連絡協議会の各学区会長と門川京都市長との懇談会が開かれました。



懇談会では、連絡協議会会長の野口代表が、「環境分野や地域の安心・安全に関する活動にリーダーシップを取りながら取り組みを推進していきたい」とあいさつされました。

また、市長からは、日ごろの協力や活動に対する感謝と、市政の発展に向けて、より一層の協力を呼びかけられ、市長と参加者との意見交換が行われました。

#### ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

### 京都市市民憲章推進者区長表彰が行われました



3月4日、区役所において京都市市民憲章推進者区長表彰式が行われました。

平成25年度の推薦テーマは「はばたけ未来へ！あらゆる京都の力を合わせて～京都に住んでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくり～」と5つの実践目標に基づき、活動を推進してこられた区民16名と2団体に、区長から表彰状が贈られました。

実践目標

①【環境保全活動等】「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?)」を台言葉に環境にやさしく豊かな暮らしを実践しましょう

②【安心・安全なまちづくり、福祉、スポーツ活動、人権全般等】地域のつながりを大切に、みんなで支え合いながら、安心・安全に暮らせるまちをきずきましょう

③【美化活動等】豊かな自然と調和したまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましょう

④【芸術文化、伝統芸能、文化財保護、景観保全活動等】自然・景観や伝統、文化をはじめ、世界に誇る京都の財産を大切に守り伝えましょう

個人の名前

市政情報総合案内コールセンター  
 受付時間 午前8時～午後6時(年中無休)  
 ☎075-960-0000 FAX ☎075-960-0000  
 受付場所 山科区役所5階市民センター  
 ☎075-960-0000 FAX ☎075-960-0000  
 受付時間 午前8時～午後6時(年中無休)  
 ☎075-960-0000 FAX ☎075-960-0000  
 受付場所 山科区役所5階市民センター  
 ☎075-960-0000 FAX ☎075-960-0000